

地域密着型サービス状況報告

■地域密着型サービスについて

地域密着型サービスは、高齢者が、可能な限り住み慣れた身近な地域において、きめ細かい介護サービスを受けながら生活を継続できるようにとの趣旨から、平成18年4月に創設され、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)、地域密着型通所介護の9つのサービスがあり、市町村が事業所の指定・監督を行う。介護保険法改正により、定員が18人名以下の小規模な通所介護事業所は、平成28年4月から地域密着型サービスに移行し、町内では地域密着型通所介護は2事業所が対象となっている。

原則として所在市町村の住民(被保険者)が利用できる。

■指定について

① 指定済の事業所名(町内7箇所)

事業所名	法人名	事業の種別
グループホームなぎさ	(株)アイズ	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
定員	所在地	指定年月日
18名(2ユニット)	岬町淡輪 4658番地の1	初回指定:2009/10/1 更新指定:2021/10/1~2027/9/30
事業所名	法人名	事業の種別
ひらり	(株)フラットワン	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
定員	所在地	指定年月日
登録6名、通い3名、 宿泊6名	岬町多奈川谷川 1847番地の4	初回指定:2009/3/1 更新指定:2021/3/1~2027/2/28
事業所名	法人名	事業の種別
ぼぼろ淡輪デイサービスセンター	(福)順風会	地域密着型通所介護
定員	所在地	指定年月日
18名	岬町淡輪 1149番地の3	初回指定:2003/9/1 更新指定:2021/9/1~2027/8/31
事業所名	法人名	事業の種別
陽だまり岬	(株)ケアライフサポート	地域密着型通所介護
定員	所在地	指定年月日
10名	岬町多奈川谷川 1619番地の2	初回指定:2015/5/1 更新指定:2021/5/1~2027/4/30

事業所名	法人名	事業の種別
デイサービスのののか	(株)アイズ	(介護予防)認知症対応型通所介護
定員	所在地	指定年月日
12名	岬町淡輪158 8番	初回指定:2017/8/1 更新指定:2017/8/1~2023/7/31
事業所名	法人名	事業の種別
看護小規模多機能型ホーム ひらり	(株)フラットワン	看護小規模多機能型居宅介護
定員	所在地	指定年月日
登録25名、通い15名、宿泊8名	岬町多奈川谷川 1847番地の40	初回指定:2020/7/1 更新指定:2020/7/1~2026/6/30

(現況) ※【 】内は利用者のうち本町被保険者数。令和4年10月現在。

グループホームなぎさ 利用者17名【17名】、ひらり 登録者8名【8名】、
ぽぽろ淡輪デイサービスセンター 利用者28名【28名】平均利用者数9.1名、陽だ
まり岬 利用者16名【6名】平均利用者数8.29名、デイサービスのののか 利用者1
6名【16名】平均利用者数8.5名、看護小規模多機能型ホームひらり 登録者17名
【17名】

②他市町村指定

(地域密着型通所介護) 利用者 3名 (泉南市2名・和歌山市1名)

・他市町村指定についての考え方

地域密着型サービスは、当該市町村が指定、指導権限を有し、その利用は当該市町村の住民に限られる。ただし、市町村の判断により他市町村の利用者が利用することが可能。

(認知症共同生活介護について)

ア) 本町の被保険者が他市町村の認知症共同生活介護を利用する場合

イ) 他市町村の被保険者が本町の認知：「症共同生活介護を利用する場合

法の趣旨からすればそれぞれの市町村のグループホームのみ利用可能とのことであるが、本町の場合1箇所のみ整備であり、利用者のニーズが当該グループホームに一致しない場合や、満室などの場合に比較的長期に待機する必要がある。そのため、泉南市、阪南市のグループホームについては、原則として相互指定を行い、その他の市町村については、個別事情により判断する。なお、他市町村指定には、当該市町村の同意が必要。ただし、法の趣旨を鑑み、本町のグループホームについては、定員の3分の1を超えない範囲での他市町村の受入れを行う。

(他の地域密着型サービスについて)

ア) 居住系サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定入所者生活介護)

本町には整備されていないが、すでに特別養護老人ホームが町内に整備されているこ

とから原則として認めない。

イ) 居宅系サービス（定時巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、地域密着型通所介護）

個別の事情に応じて判断を行う。なお、原則として、同様のサービスで対応できる場合は、他市町村指定は行わない。

■指定・指導について

平成29年度から、地域密着型サービスにかかる指定・指導は、泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町広域福祉課にて実施する。

■運営推進会議について

・令和2年4月からの運営推進会議が新型コロナウイルス感染者数拡大により、町内の地域密着型施設から中止の連絡が相次いだ。緊急事態宣言解除後は様子を見て再開の時期を窺っていたが、関係者が集まったの開催は難しいと判断。関係者に紙面やメールでの照会による開催でも可能とし、報告書を提出してもらう形で実施としている。現在の感染者状況が継続するようであれば今後再開を促す予定。